

医師国保の お知らせ

香川県



令和4年4月作成

INDEX

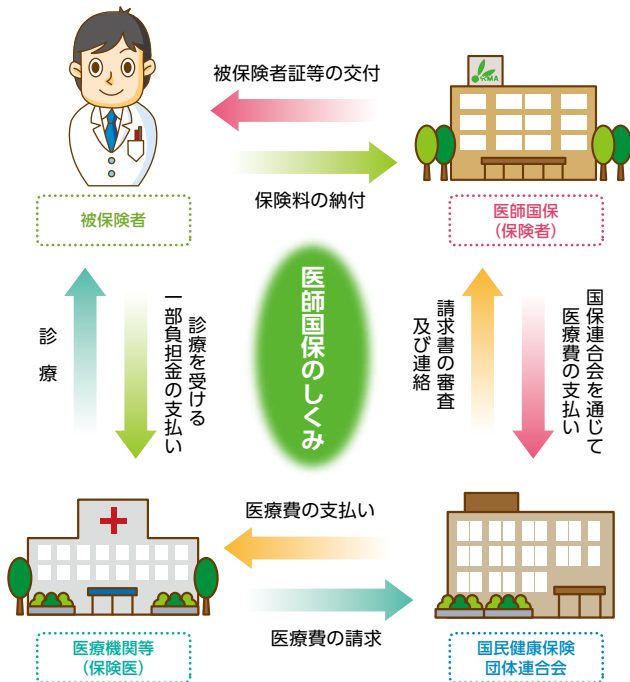
- 1 香川県医師国民健康保険組合とは … P2
- 2 組合員及び被保険者の資格について … P3
- 3 後期高齢者組合員(75歳以上の組合員)について … P4
- 4 保険料について … P5
- 5 保険証(被保険者証)・高齢受給者証について … P6
- 6 自家診療の自粛について … P7
- 7 健康保険適用除外承認申請について … P8
- 8 健診について ・特定健診・特定保健指導 … P9
・休日人間ドック及びがん検診 … P10
- 9 柔道整復師のかかり方について … P11
- 10 各種届出について … P12
 - その他 … P13
 - 当組合における個人情報の利用目的 … P14



◎平成28年1月より社会保障・税番号制度がスタートし、当組合は公的医療保険者として各種申請手続きにマイナンバーを記載していただくことがあります。今後も、尚一層のセキュリティ強化に努め被保険者のみなさまの個人情報を守り健全な運用を行ってまいります。

1 香川県医師国民健康保険組合とは

香川県医師国民健康保険組合(医師国保)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とした公法人です。



2 組合員及び被保険者の資格について

組合員及び被保険者(組合員、家族 全ての総称が「被保険者」)は、下記の範囲内の者のうち医師国保に必要な書類を届出し、理事長が認めた者のことをいう。

組合員及び被保険者の資格について

組合員

- ① 組合員とは、香川県医師会員である開業医等である香川県内に住所を有する者。
- ② 新規に組合に加入する組合員は必ず医療に従事する開業医または継承予定者であること。
- ③ 組合員の判定基準は、別に定める。



組合員の判定基準とは・・・

香川県医師会会員名簿に掲載の「同種の事業又は業務に従事する者の判定基準に関する取扱い」をご参照ください。

※75歳をお迎えになられる組合員について⇒p4へ

家族

- ① 組合員の家族とは、組合員と同一世帯に属している次の範囲の者。
 - ・配偶者及び子
 - ・同一世帯に属する3親等内の親族
- ② 健康保険、船員保険及び医療保険を行う共済組合の適用を受けない者。
- ③ 後期高齢者医療制度に該当していない者。

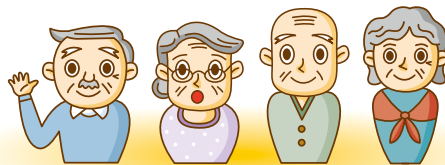
同一世帯とは・・・

住所及び生計を同一としていること。

住民票により判断し、住民票が組合員と異なる場合は、別世帯とみなします。ただし、修学中の者であり、国民健康保険法第116条の申請をしている場合は、同一世帯とみなします。(※結婚した場合、別世帯とみなされます。)

3 後期高齢者組合員(75歳以上の組合員)について

75歳以上の方については、広域連合へ移行となりますが、本人の希望により被保険者でない組合員(医師国保の保健事業を受けられることのできる組合員)「後期高齢者組合員」として、医師国保の組合員資格のみを継続することができます。



後期高齢者組合員となった場合

- ・75歳未満の家族が今までどおり被保険者として医師国保に残ることができます。
- ・医師国保の行う保健事業に参加できます。
- ・医師国保の役員や組合会議員になり、組合運営に携わることができます。
- ・ご本人が死亡されたとき、死亡見舞金として、遺族に10万円が支給されます。
- ・米寿(88歳)、傘寿(80歳)の長寿祝いに記念品が贈られます。

手続きについて

75歳の誕生日の前月に医師国保より書類を郵送しますので、所定の期間内に継続の意思表示をしてください。

保険料について

2,000円/月額

(後期高齢者組合員保険料としてのみ2,000円/月額を徴収します。広域連合に納める保険料とは別です。)

4 保険料について

組合員は、次の額により計算した合計額を毎月納付してください。令和2年8月改正

1. 医療分

★ 組合員〈別表1〉

等級	基準額(総所得額-33万円×加入者数)	保険料月額
1	300万円未満	8,000円
2	800万円 //	12,000円
3	1,300万円 //	16,000円
4	1,800万円 //	20,000円
5	2,300万円 //	24,000円
6	2,800万円 //	28,000円
7	3,300万円 //	32,000円
8	3,800万円 //	36,000円
9	3,800万円以上	40,000円

★ 家族1人につき 6,000円/月額

2. 後期高齢者支援金分

★ 1人につき 5,000円/月額

3. 介護納付金分

★ 40歳から64歳の被保険者 5,000円/月額

◎原則として、毎年6月理事会で組合員の等級を決定し、毎年8月に納入告知書を送付します。※一医療機関に複数の組合員が存在する場合は取り扱いが理事会に一任されます。(新規加入の組合員には加入後1ヶ月以内に納入告知書を送付します)

！ご注意ください・・・

- 保険料額は、制度改正、規約改正等により変更になる場合があります。
- 特別な理由がないのに保険料を6ヶ月滞納した場合は、除名となります。
- 保険料領収書は、1年間(1月～12月)纏めて、翌年1月中旬に発行します。12月に必要な方は、医師国保までお申し出ください。

5 保険証(被保険者証)・高齢受給者証について

- 記載内容に誤りがないか確かめ、大切に保管してください。
- 記載内容誤り、変更が生じた場合又は紛失された場合は、当組合までお知らせください。
- 医療機関等を受診する際に提示してください。
オンライン資格確認実施医療機関・薬局では、マイナンバーカードを保険証として利用することができます。

保険証(被保険者証)について

1人1枚のカードを交付します。

- ★有効期限 原則7月31日です。
ただし、上記有効期限までに75歳に到達する方は、原則として75歳の誕生日の前日となります。※
- ★更新方法 当組合より郵送します。



高齢受給者証について

70歳以上75歳未満の被保険者に交付します。

- ★有効期限 原則7月31日です。毎年交付。
ただし、上記有効期限までに75歳に到達する方は、原則として75歳の誕生日の前日となります。※
- ★更新方法 当組合より郵送します。
※70歳に到達する方は、70歳の誕生日の翌月交付～7/31(1日が誕生日の方は当月交付)
- ★一部負担割合 所得に応じて決定します。



※組合員が75歳に到達することにより、家族が医師国保を脱退する場合は、次の加入先の保険によって有効期限が異なります。

- 下記について、検討しています。(令和4年8月の予定)
- ・70歳未満の被保険者に交付する「保険証」の有効期限延長
 - ・70歳以上75歳未満の被保険者には、「保険証」と「高齢受給者証」の一体化

6 自家診療の自粛について

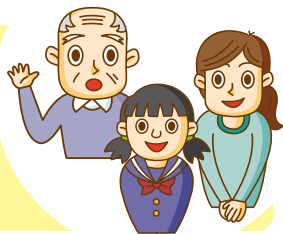
自家診療の自粛について

自家診療については自粛していただきます。

★組合員が自己の保険医療機関で行う本人及び家族に対しては、その給付を認めない。

次の場合も同様とする。

- 後期高齢者組合員の保険医療機関における被保険者の自家診療



- 自家診療による処方箋



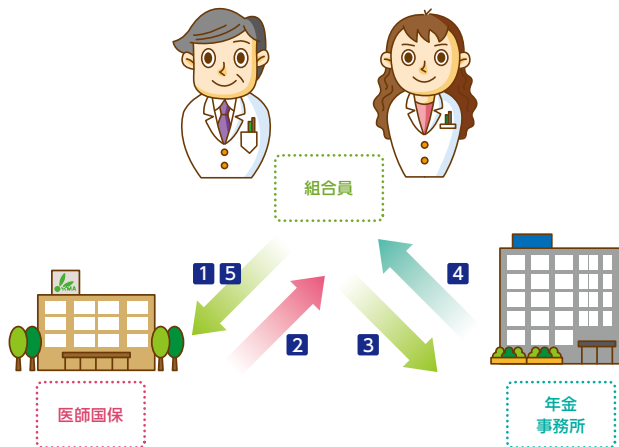
(運営内規1に規定)

7 健康保険適用除外承認申請について

法人事業所は、「健康保険」及び「厚生年金」への加入が、原則強制適用となりますが、医師国保では、既に参加している個人事業所が法人化する場合には、組合員及び家族が「健康保険適用除外承認」を受けることで、引き続き医師国保に加入することができます。

手続きについて

- 1 適用除外申請書の提出
- 2 加入証明をした後返送
- 3 年金事務所へ提出
- 4 年金事務所より承認証の交付あり
- 5 承認証の写しを提出



8 健診について

特定健診・特定保健指導の実施について

対象者(40歳以上75歳未満の被保険者及び該当者)には、「特定健診受診券」及び「特定保健指導利用券」を発行しますので、特定健診・特定保健指導実施機関にて受診ください。

一医療機関に複数の医師がいる場合は、自家健診ができます。(自己健診は不可)
なお、一部「人間ドックやがん検診との同時実施」も行っています。個別案内などのお知らせにより、お申し込みください。

- 1 受診券を送付
- 2 被保険者自身で予約を取り、保険証と受診券を持って受診
- 3 健診結果を通知
- 4 国保連合会を経由して、結果通知請求及び支払い
- 5 指導該当者へ保健指導利用券を送付
- 6 被保険者自身で予約を取り、保険証と保健指導利用券を持って、保健指導を受ける、または自家保健指導を実施
- 7 国保連合会を経由して、指導結果通知請求及び支払い(※医師国保へ報告分は直接支払い)



休日人間ドック及びがん検診について

原則として8月～11月(年数回)の日曜日、あるいは祝日の午前中に香川県医師会館で香川県総合健診協会の検診車等にてがん検診を実施しています。または、健診実施機関において人間ドックも実施しています。個別案内などのお知らせにより、お申し込みください。(要予約)

- ★ 対象者 希望する被保険者全員
後期高齢者組合員と配偶者(被保険者資格を問わない)



- ★ 検査内容 肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん
大腸がん、前立腺がん、その他

※PSA検査(男性50歳以上)、検便(ヒトヘモグロビン)の個別実施の場合は、検査料金の一部を助成します。(要申請)



9 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかり方について

正しいかり方を理解し
適正な受診へのご協力をお願いします。

柔道整復師(整骨院・接骨院)で 健康保険が使える場合(保険証を提示してください)

柔道整復師(整骨院・接骨院)で健康保険が使える場合は、負傷原因が急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性の負傷だけです。具体的には、骨折・脱臼・打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ)が対象になります。ただし、骨折・脱臼は応急処置を除いて、医師の同意が必要です。



お願い

柔道整復師(整骨院・接骨院)で受療するとき、負傷の原因を正確に伝えてください。又、柔道整復術療養費支給申請書に記載された請求内容をよく確認し、委任欄への署名・捺印はご自身で行ってください。白紙の用紙に署名したり、印鑑を渡してしまうようなことは決して行ってはいけません。

領収書は必ずもらい、医療費通知で確認をしましょう。

医師国保では、医療費適正化の為に、負傷原因調査を行っています。照会文書が届いたら必ず回答してください。ご理解とご協力をお願いします。



10 各種届出について

- マイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されましたが、引き続き本人確認等添付書類の提出をお願いします。
- 各種届出等の手続きには、マイナンバーを含むため、所属医師会を経由することなく、当組合へ直接届出ください。届出用紙、返送用封筒等郵送いたします。当組合までご一報ください。

香川県医師国民健康保険組合 TEL 087-823-0688

資格関係

種類	具体例	届出について
資格取得届	新規加入、出生 等	事由発生の日から14日以内に届出
資格喪失届	他保険加入、死亡 等	
住所変更届	住所を変更したとき	75歳の誕生日の前月に医師国保より書類を郵送
氏名変更届	氏名を変更したとき	
組合員資格継続希望届	後期高齢者組合員として組合員資格を継続したいとき	

種類	具体例	届出について
預金口座振替申込書	組合員が新規加入するとき 保険料引落口座を変更したいとき	取得届と一緒に届出 すみやかに届出

種類	具体例	届出について
紛失届 誓約書	保険証、高齢受給者証等を紛失したとき	すみやかに届出
再交付申請書	保険証、高齢受給者証等を再発行したいとき	すみやかに届出

種類	具体例	届出について
適用除外承認申請書	当該事業所が法人化することにより、健康保険適用となる場合で、組合員及びその家族が医師国保の資格を継続したいとき	すみやかに届出ください ※年金事務所へ14日以内に提出する必要があります (厚生年金関係は5日以内)
資格確認調査書	厚生労働省の通達により3年に1度、組合員及び被保険者の資格確認を行います	医師国保より書類を郵送します ※必要書類の提出が無い場合は、除名となることがあります

給付関係

種 類
療養費支給申請書
葬祭費支給申請書
出産育児一時金支給申請書関係
国民健康保険限度額適用認定申請書
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書関係
高額介護（医療）合算療養費支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書
第三者行為による傷病届 (交通事故等により怪我した場合は、 必ず届出ください)

保健事業関係

種 類
後期高齢者組合員死亡見舞金申請書
インフルエンザワクチン接種補助申請書
がん検診(個別実施)報告書
自家診療によるPCR検査の助成事業申請書
ゴルフ大会申込書



医療費通知

年2回送付

平成29年度税制改革により所得税の医療費控除に使用することができます。

大切に保管ください。

保険適用外で支払ったもの等については記載されません。ご注意ください。

ご不明な点がございましたら当組合までご連絡ください。

お知らせ

令和4年4月より

○各種届出は全て香川県医師国民健康保険組合へ直送してください。

(各都市地区医師会を経由しません)

○母体団体である香川県医師会会員名簿に記載の個人情報のみ関係機関で情報共有されます。

[当組合における個人情報の利用目的]

「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、利用目的を公表いたします。

利用目的	当組合内部での利用	他の事業者等へ情報提供
資格 保険料	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格の確認 保険料の賦課・徴収・還付 組合員の世帯に属するもの（家族）の認定 被保険者証等の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格等のデータ処理の外部委託
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法及び当組合規約に基づく保険給付 	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費算定業務の委託 柔道整復療養費支給申請書等に係る点検、審査の委託 海外療養費に係る翻訳のための外部委託 第三者行為に係る損保会社等への求償
審査支払	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査 	<p>〈審査支払機関への情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供 オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供 <p>〈他の事業者等への情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプトデータの内容点検・審査の委託 レセプトデータの電算処理、画像取込処理の委託
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康の保持・増進のための健診・保健指導 ワクチン接種・各種検査に係る助成 その他保健事業達成のために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導の実施機関への委託 健診・保健指導の電算処理の委託 被保険者への医療費通知の発行
組合運営の安定化	<ul style="list-style-type: none"> 医療費分析・疾病分析 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費分析、医療費通知（注1）に係る外部委託
その他	<ul style="list-style-type: none"> 業務の維持・改善のための基礎資料等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者求償事務における、保険会社・医療機関等への相談又は届出等 香川県医師会等関係団体との事業連携 組合支部（都市地区医師会）へ組合議員選出にかかわる組合員情報の通知・連絡 組合の公告・通知・連絡

(注1) 医療費通知については、黙示の同意があったものとして、従来どおり世帯ごとにまとめて通知することとします。

※個人情報の開示等請求及び苦情申し出については、当組合へお問い合わせください。

香川県医師国民健康保険組合 TEL 087-823-0688



香川県 医師国民健康保険組合

事務所 / 〒760-8534 香川県高松市浜ノ町73番4号

電話 / (087) 823-0688

FAX / (087) 823-0689

業務時間 / 平日: 8時45分～17時 土曜日: 8時45分～12時

(日曜日、祝日、年末年始12/29～1/4、8/15を除く)

